

2022年1月18日

お客様各位

アリスタ ライフサイエンス株式会社
営業本部

環境省および農林水産省からの セイヨウオオマルハナバチ取り扱い(外来生物法運用変更) に関する文書のご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2021年12月24日付で環境省自然保護局ならびに農林水産省生産局との連名にて、別添の文書が発出されました。外来生物法(略称)に基づくセイヨウオオマルハナバチの取り扱いに関する運用の変更(※)のお知らせで、要旨を以下にご説明申し上げます。

(※)2017年4月21日に公表された「セイヨウオオマルハナバチの代替種利用方針」にて通知

- 2022年4月1日以降より、セイヨウオオマルハナバチの利用可能数量が現在許諾されている数量以下に限定されます。つまり、既にセイヨウオオマルハナバチの利用許可を得ている方が、栽培期間の延長や栽培施設の増設等の理由で、利用数量の増加について変更申請をしても一切受け入れられません。(実用化されている在来種クロマルハナバチが分布していない北海道あるいは沖縄本島やその他島嶼部を除く)
- 将来的にセイヨウオオマルハナバチの利用に関する条件や制限が、より強化されることなども想定されるため、在来種クロマルハナバチへの積極的な切替について要請されています

2020年には、弊社の出荷数はもちろん、全国的な在来種クロマルハナバチ製品の流通数量がセイヨウオオマルハナバチ製品の数量を上回りました。これまで転換に消極的だった産地等でもクロマルハナバチの働きの良さがセイヨウオオマルハナバチ同様であることを理解していただき、加速度的に在来種への転換が進むようになってまいりました。既に在来種クロマルハナバチの国内利用率は50%を超え、果菜類、果樹類の施設において、安心してご利用いただいております。コロナ禍において実施が難しい場合もあろうかと思いますが、ご利用者の皆様が安心して在来種クロマルハナバチをご利用いただけるよう、説明会の実施、圃場巡回など弊社でお手伝いさせていただきます。

上記の内容および環境、農水両省より発出された添付文書を合わせて、利用現場への周知と啓発につきまして、ご助力のほど何卒お願い申し上げます。

弊社マルハナバチ製品の拡販に引き続きのご尽力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】 アリスタ ライフサイエンス株式会社 営業本部

アリスタ ライフサイエンス株式会社

〒104-6591 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー38階